



担 当	需給調整事業部		
	需給調整事業第一課長	山本	庄吾
	需給調整事業第二課長	牧	秀利
	需給調整事業第二課長補佐	山本	茂
	電話	052-219-5587	
	FAX	052-219-5589	

## 需給調整事業等指導監督強化期間を設定し集中指導

～12月は県内で2回「派遣・請負事業の適正化に向けた研修会」を開催～

愛知労働局（局長 藤澤勝博）は、平成26年10月～12月を「需給調整事業等指導監督強化期間」とし、労働者派遣事業に係る集中的な指導・監督を実施します。

### 1 主旨

平成20年のリーマンショック以降、労働者派遣事業所は減少傾向にありましたが、近年は、わずかに増加傾向にあります。

個別事業所に対する指導監督の状況では、いわゆる偽装請負等不適正な事案が多数見受けられ、また、平成24年10月に改正労働者派遣法が施行され、法令遵守の徹底、派遣労働者の保護、処遇の改善は行政の重要課題であるとともに、更なる労働者派遣事業・請負事業の適正な事業運営が求められています。

当局では、10月から12月の3カ月を「需給調整事業等指導監督強化期間」とし、需給調整事業部と労働基準部が連携して、労働者派遣事業・請負事業に係る個別指導監督等の取組みを集中的に実施し、改正労働者派遣法をはじめとした法令遵守の徹底による両事業の一層の適正化を図ります。

### 2 主な実施内容

(1)「平成26年度 労働者派遣事業・請負事業の適正化に向けた研修会」の開催

法制度の正しい理解と適正な事業運営の確保を図るとともに、関係労働者の就業条件の保護、処遇の改善等を図るため、関係事業主等を対象として県内で2回開催します。

○開催日時及び場所

(名古屋会場)

平成26年12月9日(火)及び12月10日(水) 13:15～16:00

名古屋国際会議場センチュリーホール(定員:2,500人) 名古屋市熱田区熱田西町1-1

○主な内容

・労働者派遣法、労働基準法・労働安全衛生法、派遣労働者のキャリアアップ助成制度等

○参加費・参加申込方法

・参加費は無料です

・参加申込は、愛知労働局ホームページ (<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) のトップページの「イベント情報」から「平成26年度労働者派遣事業・請負事業の適正化に向けた研修会」をクリックし申し込んで下さい。

(2) 需給調整事業部による個別指導監督の集中的実施

指導監督強化期間中の個別事業所に対する指導監督は、労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業している事業主のほか、特定労働者派遣事業主、労働者派遣を受け入れている派遣先事業主を中心に実施します。

(3) 需給調整事業部と労働基準監督署との共同監督の実施

「労働者派遣法」、「労働基準法」及び「労働安全衛生法」等の労働者保護法令に違反する（若しくは、違反の可能性が高い）派遣元・派遣先事業主を中心に需給調整事業部と管轄労働基準監督署との共同監督（合同臨検指導）を実施します。